★平成 19 年度版税務ハンドブック正誤表

平成19年11月1日

_		
	誤	更新日
P42	6. 利子税の右欄 3行目 ~原則特例基準割合(年 4.1 %)~ 9行目 11月末日の公定歩合(平18.11末 0.1 %)+年4%~ 11月末日の公定歩合(平18.11末 0.4 %)+年4%~	7月23日
P78、 79	減価償却資産の償却率表の左から3列目の項目定額法の償却率定率法の償却率	7月2日
P99	■圧縮記帳 2.の1 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の2行目の()書き (原則として所有期間が5年以下のものを除きます。)は削除となります。	11月1日
P100	・譲渡資産及び買換資産の範囲の表の号数 16→17、17→18、18→19となります。	11月1日
P113	3.(1)試験研究費が増加した場合等の税額控除 1.(1)の3行目と(2)の2行目 +2%(中小企業技術基盤強化税制等については3%の上乗せ割合((2)は割合が部分))は削除となります。	10月18日
P123	下図の <u>公募・株式投信の収益分配金</u> の <u>平16.1</u> ~ <u>平21.3</u> の期間の税率 ■15%+⊕ 5% ● 6 7 %+⊕ 3 % ■ 7 %+⊕ 3 %	7月1日
P129	3. 株式譲渡益課税の特例計算の右欄の2行目 ~平成20年12月31日までの~ → ~平成19年12月31日までの~	6月29日
P203	★親族表 「中心的な同族株主」の範囲 表記(アミカケ箇所)の他に「自己の兄妹」、「自己の子の配偶者」、「配偶者の父母」と、本書では 記載されていない「配偶者の子」も含まれます。	9月13日
P225	●法人市町村民税・道府県民税の税率(1)均等割の表の道府県民税の額 道府県民税の額と(注)2は、大阪府における内容となっており、他の道府県民税は、基本的に() 書きの税額となります。	7月11日
P244	(四)の表の1列目「以上」の項目の「527,000」の行で「甲」「扶養親族等の数」「1人」の列の額 22,270 → 27,270	7月9日
P248	(注)2の3行目 40歳以上65未満の者、~ ◆ 40歳未満の者、~	9月18日